



年金の繰上げ支給と繰下げ支給のお知らせ

老齢基礎年金は原則として65歳に達した日（誕生日の前日）の翌月分から受け取ることができますが、希望により繰上げ支給、または繰下げ支給の請求をすることができます。☎国保年金課年金係 ☎6753

65歳前にもらう

繰上げ支給

- ①受け取る年齢により、一定の割合で年金額が減額され、一生その額で年金を受け取ることになります。
- ②一度繰上げ請求をすると取り消すことはできません。
- ③繰上げ支給を請求すると、その後の病気やケガが原因である障害基礎年金を請求することはできません。
- ④遺族厚生（遺族共済）年金などを受けている場合は繰上げ支給を請求すると、65歳になるまではどちらか一方の年金しか支給されません。
- ⑤寡婦年金は受けられなくなります。
- ⑥国民年金の任意加入はできません。

66歳以降にもらう

繰下げ支給

- ①65歳以後66歳になるまでの間に、遺族年金や障害年金などのほかの年金の受給権を有している場合は繰下げ請求できません。
- ②66歳以後の待機中に遺族年金や障害年金などのほかの年金の受給権が発生した場合は次のいずれかを選択できます。
 - ▶65歳にさかのぼって老齢基礎年金を請求する
 - ▶その時点で繰下げ支給の老齢基礎年金を請求する
- ③振替加算は老齢基礎年金と同時に支給されますが、繰下げ支給による増額はされません。

繰上げ・繰下げの支給率（月単位で支給率が異なります）

単位：%

区分	年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
繰上げ支給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
	65歳	100											
繰下げ支給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142（70歳以降変更なし）											

こんなときは市役所または年金事務所に届け出が必要です。

年金を受給しているかたへ

こんなとき	どうする	手続きに必要なもの
引っ越したとき	住所変更の届け出をする	年金証書、印鑑
年金を受け取る金融機関を変更したいとき	金融機関変更の届け出をする	年金証書、印鑑、変更した金融機関の通帳
氏名を変えたとき	氏名変更の届け出をする	年金証書、印鑑、戸籍抄本または住民票
年金証書をなくしたとき	再交付の届け出をする	印鑑、本人確認ができるもの

【有料広告欄】 市ホームページのバナー広告を募集しています。 申し込み先▶総務課情報管理室 ☎6785

消費者金融が倒産する前に！

借金の相談無料、任意整理 1社2万5千円

- ①大手消費者金融へ5年以上返済を続けている。
- ②金利が2.5パーセント前後だった。

上記①、②に該当した方は過払い金が戻ってくるかもしれません。一度ご来所いただくだけです。お電話ください。

アカシアの森法律事務所 弁護士 今井 正
☎0176-51-4317 住所 十和田市西二番町8-4

木綿・羊毛・ポリエステル わたのリフォーム 打直し

湿気や臭いが気になる布団、ペチャンコな布団が新品同様に生まれ変わります！

シングル掛・敷 各1枚 **6,300円**

快眠・ギフトショップ

十和田市稲生町15-17
(スーパーホテル様隣)

みぞぐち (23) 5777